

中井町ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興を図るとともに自主財源を確保し、町ホームページの維持管理に要する費用の一部に充てるため、町ホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、申込者の事業内容、広告の内容及びリンク先のホームページが次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
- (6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (11) 町が広告の対象となるものを奨励しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがある等の理由により、町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は3か月を単位とし、連続する掲載期間は1年とする。ただし、広告の掲載枠に残余がある場合はこの限りではない。

- 2 広告の掲載期間内に町の事情により広告が掲載できなかったときは、次の各号に掲げる広告を掲載できなかった時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長するものとする。

- (1) 12時間以上24時間以内のとき 1日
- (2) 24時間を超えたとき 掲載できなかつた日に1日を加えた日
(広告の掲載開始日等)

第4条 広告の掲載開始日は、月の初日とする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、別表第2のとおりとする。

(広告の掲載申込み)

第8条 申込者は、広告の掲載を希望する日の3月前から1月前までに、中井町ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

- (1) 広告のデザイン案
- (2) 申込者の事業内容が分かる書類

(広告の掲載決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込期間の終了後、速やかに広告の掲載の可否を決定し、中井町ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、申込者が第5条に規定する広告の掲載枠を超えたときは、次の各号に定める順位により広告の掲載を決定するものとする。この場合において、同順位の申込者が複数あるときは、広告の掲載希望月数が多い申込者を優先するものとし、広告の掲載希望月数が同一のときは、申込み受付順により広告の掲載を決定する。

- (1) 第1順位 町内に事務所又は事業所を有する申込者
- (2) 第2順位 公共的団体
- (3) 第3順位 前2号以外の申込者

(掲載料の納付)

第10条 広告を掲載する旨の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、町に掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告主は、第6条に規定する規格により広告の原稿を作成し、広告の掲載を開始する日の10日前までに、電磁的記録媒体その他町の指定する方法により提出するものとする。

(広告の内容等の協議)

第12条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページについては、町及び町ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、町と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 町は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページが第2条各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの変更を求めることができる。

2 広告主は、第12条の協議による広告の掲載期間中に広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容を変更する場合には、町と事前に協議しなければならない。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的又は、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責を負わない。

2 広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(取下げの申出)

第15条 広告主は、広告の掲載を取下げしようとするときは、中井町ホームページ広告掲載取下げ申出書(第3号様式)により町長に申し出なければならない。

(掲載決定の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定による広告の掲載申込に虚偽があると認められたとき
- (2) 広告主が第10条の規定に違反して10日前までに掲載料を納付しないとき
- (3) 広告主が第11条第1項の規定に違反して10日前までに広告の原稿を提出しないとき
- (4) 第13条の規定による広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの変更を広告主が行わないとき
- (5) 広告主の事業内容又は広告内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるときで、第13条の規定によっても解消できないとき

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、中井町ホームページ広告掲載取消決定通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

3 町は、第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合においては、広告主に対し賠償を行わないものとする。

（掲載料の還付）

第17条 町は、広告主が掲載料を納付した後に、前2条の規定により広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する掲載料は、町が広告を掲載しなかった期間に係る掲載料に相当する額とする。ただし、その期間が1月未満の期間であるときは還付しないものとする。

3 前項の規定により還付する掲載料には、利子を付さないものとする。

4 掲載料の還付を受けようとする者は、中井町ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第5号）により町に請求するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、広報主管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

規格（1 枠につき）	
データサイズ	縦 100 ピクセル×横 320 ピクセル
データ形式	GIF（アニメ不可）、JPG、PNG
データ容量	150 キロバイト以内

別表第 2（第 7 条関係）

区分	1 か月当たりの広告掲載料
町内に事務所又は事業所を有するもの	3, 000 円
上記以外のもの	5, 000 円

第1号様式（第8条関係）

中井町ホームページ広告掲載申込書

中井町長 申込者 住所又は所在地 _____ 名 称 _____ 代表者氏名 _____	年 月 日						
中井町ホームページへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。							
業 種							
法人等事業の概要 (書類添付でも可)	【町内に事業所等を有する場合】 住所又は所在地 名 称						
広 告 の 内 容 (広告のデザイン案)	(縦 100×横 320 ピクセル)						
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業内容が分かる書類（会社案内パンフレット等）						
リンク先アドレス							
掲 載 申 込 期 間	年 月 日から 月 日 月間 (掲載期間は、3か月単位で最長で12か月です)						
申 込 者 連 絡 先 (名刺の添付でも可)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">担当部署 ・氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;">()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電子メールアドレス</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	担当部署 ・氏名		電話番号	()	電子メールアドレス	
担当部署 ・氏名							
電話番号	()						
電子メールアドレス							

第2号様式（第9条関係）

中井町ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

中井町長

印

年 月 日付け申し込みのありました中井町ホームページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	掲載しない理由
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
掲載料	円 (円× 月) 広告掲載料は、年 月 日までに同封の 納入通知書により納付してください。
広告原稿の提出	広告原稿は、年 月 日までに提出してください。

第3号様式（第15条関係）

中井町ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日	
中井町長	
申込者 住所又は所在地 _____	
名 称 _____	
代表者氏名 _____	
中井町ホームページへの広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。	
取り下げ年月日	年 月 日 （既に広告の掲載をしている場合に記入）
理 由	
申込者連絡先 （名刺の添付でも可）	担当部署・氏名
	電話番号 ()
	電子メールアドレス

第4号様式（第16条関係）

中井町ホームページ広告掲載取消決定通知書

年 月 日

様

中井町長 印

中井町ホームページへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取 消 区 分	
取 消 年 月 日	年 月 日
還 付 額	<input type="checkbox"/> 還付無し <input type="checkbox"/> 還付有り 円（ 円× か月）

参考 還付がある場合は、中井町ホームページ広告掲載料還付請求書（第5号様式）を提出してください。

第5号様式（第17条関係）

中井町ホームページ広告掲載還付請求書

<p>中井町長</p> <p style="text-align: center;">請求者 住所又は所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">名 称 _____</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 _____</p> <p>次のとおり掲載料の還付を請求いたします。</p>	<p>年 月 日</p>											
取 消 日	<p>年 月 日</p> <p>（中井町ホームページ広告掲載取消決定書の通知日を記入）</p>											
還 付 額	<p>円</p> <p>（中井町ホームページ広告掲載取消決定通知書の還付額を記入）</p>											
還 付 請 求 期 間	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>（計 か月）</p>											
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫・農協										
	支 店 名	支店・本店 支所・本所										
	預 金 区 分	普通 ・ 当座										
	口 座 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
(カタカナ) 口 座 名 義 人												
請 求 者 連 絡 先	担当部署 ・ 氏名											
	電話番号	()										
	電子メール アドレス											